

議案第 5 0 号

あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用し、高度の専門的な知識経験等を有する者についてはその専門性等に応じた給与を支給するに当たり、必要な事項を定めるため、規定を整備する必要がある。

あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 1 4 年法律第 4 8 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条第 1 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に定める給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2に定める特定任期付職員号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付をし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用)

第5条 特定任期付職員に対するあきる野市職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第29号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第3条及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び管理職手当」とあるのは「、管理職手当及びあきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和6年あきる野市条例第 号）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及びあきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の175」とする。

(給与条例の適用除外)

第6条 給与条例第4条、第5条、第8条から第10条まで、第12条、第16条から第18条まで、第21条、第21条の4及び第27条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による選考及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(あきる野市職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 3 あきる野市職員の旅費に関する条例（平成7年あきる野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和6年あきる野市条例第 号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者	23円	1,300円	12,000円	1,200円
--	-----	--------	---------	--------

別表第1（第4条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	373,200
2	420,600
3	470,700
4	536,700
5	609,300

別表第2（第4条関係）

特定任期付職員号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
4	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難な職務